

財団法人 クマヒラセキュリティ財団寄附行為

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第2条）
 - 第2章 目的及び事業（第3条－第4条）
 - 第3章 資産及び会計（第5条－第14条）
 - 第4章 役員等（第15条－第24条）
 - 第5章 委員会及び委員（第25条）
 - 第6章 事務局及び職員（第26条）
 - 第7章 会 議（第27条－第39条）
 - 第8章 会 員（第40条）
 - 第9章 寄附行為の変更及び解散（第41条－第42条）
 - 第10章 細 則（第43条）
- 附則

第 1 章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人クマヒラセキュリティ財団（以下「本財団」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本財団の主たる事務所は、東京都港区に置く。

第 2 章 目的 及 び 事 業

（目的）

第3条 本財団は、セキュリティ科学技術（市民の日常生活の安全と平穩を確保する上で利用することができる科学技術をいう。以下同じ。）に関する調査又は研究を行う個人又は団体に対する助成、セキュリティ科学技術に関する資料の収集、分析及び整理等の事業を行うことにより、セキュリティ科学技術の発展を図り、もって犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) セキュリティ科学技術に関する調査又は研究を行う個人又は団体に対する助成
- (2) セキュリティ科学技術に関する資料の収集、分析及び整理
- (3) セキュリティ科学技術に関する講演会、シンポジウム、セミナー等の開催
- (4) セキュリティ科学技術に関する研究誌、広報誌、会報その他の出版物の発行
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

（資産の構成）

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費による収入
- (6) その他の収入

(資産の種類別)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会が定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署その他確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分等)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、国家公安委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本財団の事業計画及び収支予算については、会長が、事業計画書及びこれに伴う収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、内閣総理大臣に届け出なければならない。事業計画又は収支予算を変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、その成立の日まで、前年度の予算により収入支出を行うことができる。

2 前項の規定による収入支出は、新たに成立した予算による収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本財団の事業報告及び収支決算については、会長が、事業報告書、これに伴う収支決算書、正味財産増減計画書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、毎事業年度終了後3箇月以内に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 本財団の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に編入し、又は翌年度の収支予算に繰り越すものとする。

(長期借入金等)

第14条 本財団が資金の借入れ(その事業年度の収入をもって償還するものを除く。)をしようとする場合、又は新たな業務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとする場合には、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、国家公安委員会の承認を受けなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第15条 本財団に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 理 事 8名以上 15名以内（会長及び理事長たる理事の数を含む。）
- (4) 監 事 2名

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事の互選とし、理事でなくなったときは、その地位を失う。
- 3 理事については、親族その他特別な利害関係にある者（以下「特別利害関係者」という。）の数が、その総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、理事の特別利害関係者になることができない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第17条 会長は、本財団を代表し、本財団の業務を総理する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、会長を補佐して本財団の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本財団の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行うほか、その職務に関し、理事会又は評議員会に

出席して意見を述べることができる。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正を発見したときは、これを理事会若しくは評議員会又は国家公安委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を会長に請求すること。

（評議員）

第18条 本財団に、評議員を置く。

- 2 評議員の数は、15名以上30名以内とする。

（評議員選任）

第19条 評議員は、学識経験者又は本財団の目的遂行のためふさわしいと認められる者の中から、理事会において選任する。

- 2 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 評議員については、特別利害関係者の数が、その総数の3分の1を超えてはならない。

（評議員職務）

第20条 評議員は、評議員会を組織し、本財団の業務に関する重要事項を審議する。

（任期）

第21条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員等又は増員により選任された役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員等は、再任されることができる。
- 3 役員等は、辞任した場合又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、従前の職務を行わなければならない。

（解任）

第22条 役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員等たるにふさわしくない事由があるとみとめられるとき。
- 2 前項の規定により役員等を解任しようとするときは、当該役員等に対し、あらかじめその理由を通知して、理事会において弁明する機会を与えなければならない。ただし、当該役員等の所在が不明のため通知することができないときは、この限りではない。

(報酬等)

- 第23条 役員等は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。
- 2 役員等には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 第1項ただし書の規定による報酬の支給及び前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(顧問)

- 第24条 本財団に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、諮問に応じて会長に助言する。
- 4 前条の規定は、顧問について準用する。この場合において、同条中「役員等」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第 5 章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

- 第25条 本財団に、専門事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 6 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第26条 本財団に、事務局を置く。
- 2 事務局に、本財団の事務を処理するため、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 7 章 会 議

(理事会の構成)

- 第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第28条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事長に対して請求があったとき。
 - (3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から会長に対して請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員が承諾したとき、又は緊急に理事会を開催する必要があるときは、この限りでない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第34条 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数
 - (3) 出席者の氏名（書面をもって表決した者及び他の理事を代理人として表決した者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 役員は、評議員会に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

(評議員会の権能)

第37条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長から本財団の業務の

執行に関して諮問を受けた事項を調査審議する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項について議決しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 基本財産の処分及び担保提供
 - (2) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
 - (3) 長期借入金の借入れ
 - (4) 新たな義務の負担又は権利の放棄（重要なものに限る。）
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) その他理事会において評議員会に付議する旨を決定した事項

(評議員会の議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(準用規定)

第39条 第30条及び第32条から第35条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 8 章 会 員

(会員)

第40条 本財団に、会員を置くことができる。

2 会員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 本財団は、民法第68条第1項各号（第1号を除く。）に規定する事由が生じたとき、又は理事会及び評議員会において、それぞれ理事又は評議員の4分の

3以上の同意を得、かつ、国家公安委員会の承認を受けたときでなければ、解散することができない。

2 本財団が解散時に有する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、国家公安委員会の承認を受けて、本財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 細 則

(細則)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長又は理事長が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 本財団の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本財団の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 本財団の設立当初の役員等は、第16条第1項及び第2項並びに第19条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 5 本財団の設立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、平成2年9月30日までとする。
- 6 本財団の設立当初の評議員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。